

今号の主な記事

- 平成14年度国民健康保険料が決定 2面
- 被災市街地復興土地区画整理事業地内対象の新しい利子補給制度始まる 2面
- 「金婚を祝う会」申込は6月21日まで 3面
- 「こどもエコ体験ゼミナール」参加者募集 4面

発行 / 西宮市役所 〒662-8567 西宮市六湛寺町10番3号
 TEL / 0798-35-3151 (代表)
 ホームページ / http://www.nishi.or.jp/
 編集 / 総合企画局市長室広報課 TEL / 0798-35-3400

毎月10日・25日 2回発行

推計人口 44万9059人(女 23万4957人 男 21万4102人) 世帯数 18万5117 面積 100.18km²(平成14年5月1日現在)

健やかで心豊かな生活の実現を目指す にしのみや健康づくり21

平成12年に国が、すべての国民が健やかで心豊かに生活できる活力ある社会を目指して「21世紀における国民健康づくり運動(健康日本21)」を策定しました。この趣旨に基づき、市はこの度、地域の実情や特性に応じた健康づくりの計画「にしのみや健康づくり21」を策定しました。

今回は、幅広い関係者の参加・協力のもと、市民一人ひとりの健康づくりを支援していくこととする、新しい取り組みを紹介いたします。
 問合せは市健康増進課(0798・26・3667)へ。

計画策定の背景

日本は世界有数の長寿国となりましたが、死亡原因を見てみると、がんや心臓病、脳血管疾患等の生活習慣病が約6割を占めています。また、痴ほうや寝たきりなどの要介護状態になってしまいうも増加し、深刻な社会問題にもなっています。

健康日本21

このような状況のなか、国は「21世紀における国民健康づくり運動(健康日本21)」を策定しました。壮年期死亡の減少や、健康寿命(痴ほうや寝たきりにならない状態で生活できる期間)の改善に向け

の延伸、生活の質の向上などを主目的として、生活習慣の改善に向けての具体的な行動指標と目標値を示しました。

にしのみや健康づくり21

市は、こうした趣旨に基づき、平成14年度からの10年間を推進期間とした「にしのみや健康づくり21」を策定しました。

健康分野に

おいて、アンケート結果から市の健康課題を分析し、改善に向け



「栄養」、「運動」など10項目について行動指標を示しています

平成14年度 介護保険 保険料が決まりました

各支所で相談会場を設置します

会場	日程
鳴尾支所	6月25・26日の午前・午後
瓦木支所	6月27日午前
甲東支所	6月27日午後
山口支所	6月28日午前
塩瀬支所	6月28日午後

時間は午下が10時~12時、午下が1時~4時

・35・3313)へ。
 問合せは同課(0798

の連携をはかり、それぞれがもつ多様な手段・機会を有効に活用して、情報発信や働きかけが行われるようにします。また、市民自らの取り組みや関係団体等の取り組みを社会全体で支援する環境づくりを推進します。

啓発用パンフレット

「にしのみや健康づくり21」の市民啓発用パンフレット(左上写真)

ご利用ですか?

利用者負担の軽減制度

介護保険制度では、利用者にはかかった費用の1割にあたる利用料や、施設サービスの食事代(標準負担額)を支払うこととなります。しかし、収入が低かったり、災害により著しい損害を受けたような場合には、これらの費用が軽減される制度があります。

利用者負担軽減を受けるには

この利用者負担軽減する制度の適用を受けるには、介護保険課に申請が必要となります。平成13年度に利用者負担の軽減に該当していた人(収入減少、災害を除く)には、市から直接、更新の申請書を送付しています。

減額認定証が交付されます

軽減が適用されると、それぞれの種類に応じた「減額認定証」が交付されます。この減額認定証をサービス事業者や施設に提示すると、記載された割合に応じて利用料などが減額される仕組みです。

平和・非核を学ぶバスツアー

参加親子を募集

市と原水爆禁止西宮市協議会は、8月5・6日(1泊)に行う「親子広島バスツアー」平和・非核学習の旅の参加者を募集します。平和祈念式典に参加し、広島平和記

念資料館などを見学します。また、同行する原爆被爆者の体験談を聴くこともできます。原爆の恐ろしさを実感し、平和の尊さについて親子で考えてみませんか。
 対象 小学4年~中学3年の子と親20組40人(親1人に対し子供複数人の申込不可)。初参加者に限り費用 1組7000円(残額は補助)

申込 八ガキ(1家族1枚のみ)に住居、親子の氏名・年齢・性別、子の学校名・学年、電話番号を書き、6月25日(消印有効)までに同協議会(〒66628567六湛寺町10番3号)0798・35・3473(国際交流課内)へ。多数の場合抽選

付しています。

要件は次のとおり。
 【生計困難者に対する訪問介護利用者の利用者負担額の助成】①③いずれかに該当する人 ①市民税世帯非課税で高齢福祉年金を受給している人 ②利用料が減免されなければ生活保護が必要になる人 ③市民税世帯非課税で、次のすべてに該当する人 世帯の収入金額(仕送り等あらゆる収入を含む)が120万円以下の人 市民税課税者の扶養家族になっていない人 活用できる資産のない人

6月利用分から、下の①③のいずれかにあてはまる被保険者が訪問介護サービスを利用するときに、利用料を3%に減額する「生計困難者に対する訪問介護利用者の利用者負担額の助成」制度が始まります。また、社会福祉法人等による生計困難者に対する減免についても、同様の要件に拡大しました。

これらの減免拡大は、6月利用分以降の対象になります。該当すると思われる人には、別途案内文書を送

【社会福祉法人等による生計困難者に対する減免】要件は、生計困難者に対する訪問介護利用者の利用者負担額の助成と同じ減免措置を行わない社会福祉法人等もあります